

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る府中市国民健康保険の 対応について

1 趣旨

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が公布されました。現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、その概要について報告するものです。

2 内容

(1) 発行済の健康保険証の取扱い

令和6年12月1日までに発行された健康保険証は、経過措置として最大1年間有効。府中市国民健康保険においては、令和7年9月30日まで有効な保険証を発行済。

(2) 令和6年12月2日以降の取扱い

令和6年12月2日以降に新規加入した方や、紛失等による再発行を希望する方には、健康保険証を発行せず、次のとおりの対応になる。

ア マイナ保険証が利用可能な方

医療機関はマイナ保険証で受診。マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合等にマイナンバーカードと合わせて提示することで受診ができるよう「資格情報のお知らせ」を交付。

イ マイナンバーカードを持っていない、もしくはマイナ保険証の利用登録を行っていない方

市より「資格確認書」を交付。医療機関は資格確認書で受診。

3 マイナ保険証移行によるメリット

(1) 医療費の節約

紙の保険証と比べ、初診料等が20円安くなる。

(2) よりよい医療の提供

過去のお薬情報や健康診断結果を医療機関が確認できるようになり、よりよい治療や処方提供が期待できる。

(3) 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される。

4 マイナ保険証利用登録率・利用率

(1) 利用登録率（令和6年4月10日時点）

50.93%

(2) 利用率（令和6年4月分）

7.53%